

川島桶川資源循環組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 9 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し定めるものとする。

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面（法第 4 9 条第 1 項の規定による説明書）を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては報酬の額）の 1 0 分の 1 以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の 1 0 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。